

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年10月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |
| 17番 捧 譽 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 23番 田 邊 稔 委員 | 24番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 25番 清 野 秀 作 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |

27番 内山敏雄委員 28番 渡邊勝夫委員
29番 熊倉睦委員 30番 原田勝委員
31番 小林茂宏委員 32番 坂井浩行委員
33番 横山一雄委員 34番 廣川哲也委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

| | |
|-----------------|-------|
| 事務局長 | 清水学 |
| 経営基盤係副参事 | 渡辺正美 |
| 経営基盤係主任 | 高野久美子 |
| 経営基盤係 一般任用主事 | 左居香 |

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。3番、嘉藤太加雄委員、33番、横山一雄委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速に議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、23番、田邊稔委員、32番、坂井浩行委員、34番、廣川哲也委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前9時37分 23番田邊 稔委員、32番坂井浩行委員、
34番廣川哲也委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、説明の前に、議第1号の中で大変恐縮でございますが、議案の訂正をお願いしたいと思います。あわせておわびを申し上げますが、お手元に配付をさせていただきました議第1号正誤表をあわせてご覧いただきたいと思います。

議案31ページをお願いいたします。141番であります、「利用権の設定（移転）

をする者」の住所の国名が「タンザニア連合共和」と国が抜けて表示をしておりました。正しくは、「タンザニア連合共和国」でございますので、訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

38ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定47件、面積44万3,425.12㎡、再設定55件、面積26万6,528.01㎡、合計では102件、面積70万9,953.13㎡であります。

それでは、1ページにお戻りを願います。63番から順に説明をいたします。なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

63番から2ページの70番までの8件は相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

63番は、金子新田地内の農地4筆、7,003㎡、64番は同じく金子新田地内の農地2筆、6,535㎡、65番は同じく金子新田地内の農地1筆、377㎡、66番は同じく金子新田地内の農地1筆、1,183㎡、2ページをお願いいたします。67番は福島新田地内外の農地計2筆、827㎡、68番は渡前地内外の農地計3筆、4,449㎡、69番は井栗地内の農地4筆、3,863㎡、70番は月岡1丁目地内の農地4筆、1,946㎡、以上8件は相対で、新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

次の71番から20ページの109番までの39件、合計面積41万7,242.12㎡は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

それでは、71番から順にご説明をいたします。71番は、吉田地内外の農地計17筆、1万2,484㎡、72番は如法寺地内外の農地計3筆、7,774㎡、73番は下保内地内の農地10筆、7,390㎡、74番は井戸場地内の農地計8筆、6,365㎡、75番は下保内地内の農地11筆、1万784㎡、76番は如法寺地内外の農地計6筆、1万2,618㎡、77番は新光地内外の農地計11筆、1万7,019㎡、78番は西中地内外の農地計14筆、2万1,643.15㎡、79番は井栗地内外の農地計6筆、4,249㎡、80番は下保内地内の農地8筆、4,854㎡、81番は下保内地内の農地6筆、8,813㎡、82番は代官島地内外の農地計5筆、2,635㎡、83番は荻島地内の農地4筆、3,813㎡、84番は井栗地内外の農地計16筆、1万4,696㎡、85番は西潟地内外の農地計6筆、5,107㎡、86番は上保内地内の農地11筆、6,106㎡、87番は大島地内の農地10筆、9,444㎡、88番は金子新田地内の農地6筆、1万2,310㎡、89番は福島新田地内外の農地計8筆、1万6,172㎡、90番は帯織南地内の農地5筆、3万5,019㎡、91番は大面地内の農地2筆、6,836㎡、92番は福島新田地内外の農地計2筆、3,776㎡、93番は福島新田地内の農地1筆、1,510㎡、94番は鬼木新田地内外の農地計32筆、3万9,503.06㎡、95番は鬼木新田地内外の農地計2筆、3,

043㎡、96番は福島新田地内外の農地計6筆、1万6,595㎡、97番は福島新田地内外の農地計13筆、6,053㎡、98番は江口地内の農地6筆、8,373㎡、99番は北五百川地内の農地18筆、8,851㎡、100番は原地内の農地8筆、9,450㎡、101番は森町地内の農地5筆、9,971㎡、102番は森町地内の農地7筆、1万2,872㎡、103番は鹿峠地内の農地2筆、2,144㎡、104番は鹿峠地内の農地5筆、1万865㎡、105番は福岡地内外の農地計27筆、1万4,561.91㎡、106番は棚鱗地内外の農地計12筆、2万1,212㎡、107番は名下地内の農地4筆、4,487㎡、108番は名下地内の農地4筆、9,819㎡、109番は上大浦地内の農地8筆、8,025㎡、以上39件は新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

次の110番から38ページの164番までの55件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告お願いいたします。

第3調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告をいたします。

第3調査部会では、10月25日午前9時から三条庁舎第2委員会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時41分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定47件、再設定55件、合計件数102件、面積70万9,953.13㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の8件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする39件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席を願います。

(午前9時50分 23番田邊 稔委員、32番坂井浩行委員、
34番廣川哲也委員着席)

議長(野崎会長)

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』を議題といたします。

なお、5番、栗原一郎委員、10番、眞野薫委員、21番、阿部新一郎委員、23番、田邊稔委員、29番、熊倉睦委員、32番、坂井浩行委員、34番、廣川哲也委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前9時52分 5番、栗原一郎委員、10番、眞野 薫委員、
21番、阿部新一郎委員、23番田邊 稔委員、
29番、熊倉 睦委員、32番、坂井浩行委員、
34番、廣川哲也委員退席)

議長(野崎会長)

それでは、事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』ご説明をいたします。

39ページをご覧願います。三条市長からの諮問書の写しでございます。

次のページ、40ページは、議第2号の参考としまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条を添付させていただきました。

本議案は、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により新規に利用権を設定する農用

地41万7,242.12㎡の利用配分計画(案)でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、三条市が作成する農用地利用配分計画(案)について、同法第19条第3項の規定により、当農業委員会に意見を求められているものでございます。

なお、議第2号参考としまして、本年7月1日現在の借り受け希望者リストを送付させていただきましたが、議案43ページの10番の借り受け人ほか5名の方については、7月1日現在の借り受け希望者リストには掲載をされておりませんが、今後予定をしております臨時募集に応募され、配分計画の県公告予定日の平成28年12月27日までに掲載される予定となっております。

それでは、配分計画(案)をご説明をいたします。41ページをご覧願います。一番左の番号欄の括弧内に記載をしております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、議第1号の71番、72番及び76番におきまして、新潟県農林公社が利用権を設定する吉田地内外の農地計21筆、2万3,443㎡を記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとすものでございます。2番は、71番、月岡地内の農地2筆、1,008㎡、3番は71番の片口地内の農地1筆、602㎡、4番は72番、福島新田地内の農地1筆、4,870㎡、5番は73番及び75番、下保内地内の農地14筆、1万3,693㎡、6番は74番、井戸場地内の農地8筆、6,365㎡、7番は75番、下保内地内の農地7筆、4,481㎡、8番は76番、如法寺地内の農地1筆、2,953㎡、9番は77番、新光地内の農地2筆、1,483㎡、10番は77番、大宮新田地内の農地2筆、3,632㎡、11番は77番、大宮新田地内外の農地計4筆、5,986㎡、12番は77番、塚野目地内外の農地計3筆、5,918㎡、13番は78番、西中地内外の農地計14筆、2万1,643.15㎡、14番は79番、井栗地内外の農地計6筆、4,249㎡、15番は80番及び81番、下保内地内の農地14筆、1万3,667㎡、16番は82番及び83番、茨島地内外の農地計9筆、6,448㎡、17番は84番、井栗地内外の農地計16筆、1万4,696㎡、18番は85番、西潟地内外の農地計6筆、5,107㎡、19番は86番、上保内地内の農地11筆、6,106㎡、20番は87番、大島地内の農地6筆、6,186㎡、21番は87番、大島地内の農地2筆、2,062㎡、22番は87番、大島地内の農地2筆、1,196㎡、23番は88番、金子新田地内の農地6筆、1万2,310㎡、24番は89番、92番及び93番、福島新田地内外の農地計8筆、1万2,462㎡、25番は89番、福島新田地内の農地3筆、8,996㎡、26番は90番及び96番、帯織南地内外の農地計11筆、5万1,614㎡、27番は91番、大面地内の農地2筆、6,836㎡、28番は94番及び95番、鬼木新田地内外の農地計34筆、4万2,546.06㎡、29番は97番、福島新田地内外の農地計13筆、6,053㎡、30番は98番、江口地内の農地6筆、8,373㎡、31番は99番、北五百川地内の

農地18筆、8,851㎡、32番は100番、101番、102番及び109番、原地内外の農地計22筆、3万2,604㎡、33番は100番、原地内の農地5筆、5,775㎡、34番は100番、原地内の農地1筆、1,939㎡、35番は103番、鹿峠地内の農地2筆、2,144㎡、36番は104番、鹿峠地内の農地5筆、1万865㎡、37番は105番、高岡地内外の農地計27筆、1万4,561.91㎡、38番は106番、荒沢地内の農地2筆、1,813㎡、39番は106番、荒沢地内外の農地計7筆、1万556㎡、40番は106番、棚鱗地内の農地3筆、8,843㎡、41番は107番及び108番、名下地内の農地8筆、1万4,306㎡、以上41件はそれぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとしますのでございます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数41件、面積41万7,242.12㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

退席委員の着席を願います。

（午前10時04分 5番、栞原一郎委員、10番、眞野 薫委員、
21番、阿部新一郎委員、23番田邊 稔委員、
29番、熊倉 陸委員、32番、坂井浩行委員、
34番、廣川哲也委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

54ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積9,741㎡であります。

35番は、中浦地内の農地17筆、7,722㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。

36番は、原地内の農地1筆、2,019㎡を同一世帯内において贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの1件、合計件数2件、面積9,741㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

55ページをご覧ください。今月の申請は3件で、合計面積1,096㎡であります。

19番は、南四日町2丁目地内の農地1筆、358㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び物置1棟並びに駐車場2台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、嵐南公民館北側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第6号の52番で農地法第5条の許可申請がなされております。

20番は、福島新田地内の農地1筆、167㎡を売買により取得し、物置1棟及び駐車場5台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円でございます。場所につきましては、三条市清掃センター南側400m付近で住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第6号の53番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

21番は、計画変更のみの申請で、新堀地内の農地1筆、571㎡を農機具格納庫1棟及び消防ポンプ置き場1棟並びに畑の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条市役所栄庁舎北側400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数3件、面積1,096㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

56ページをご覧願います。今月の申請は1件で、面積358㎡であります。

17番は、本年6月の総会におきまして、農振農用地区域の農地198㎡を農業用施設用地に用途を変更することについて、やむを得ないものとして認めた土地を含むものであります。月岡4丁目地内の農地2筆、358㎡を北側既存の農舎及び農機具格納庫の敷地と一体利用し、物置2棟及びもみ殻倉庫1棟並びに農業用資材置き場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、月岡保育所南西350m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長(4番藤田吉則委員)

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積358㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

58ページをご覧願います。今月の申請は7件で、合計面積3,007㎡であります。

57ページにお戻りをお願いいたします。52番及び53番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の19番、20番で説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

54番は、須頃1丁目地内の農地1筆、1,119㎡を売買により取得し、共同住宅1棟及び駐車場55台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万円あります。場所につきましては、燕三条地場産業振興センターリサーチコア南東50m付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

55番は、須頃3丁目地内の農地1筆、706㎡を使用貸借権の設定により、共同住宅1棟及び駐車場13台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、北陸自動車道三条燕インターチェンジ東側400m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

58ページをお願いいたします。56番は、大島地内の農地1筆、325㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円あります。場所につきましては、大島小学校西側700m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

57番は、中野原地内の農地1筆、165㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円あります。場所につきましては、笹岡小学校北西100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数7件、面積3,007㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断をいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第3調査部会長は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、部会長より報告願います。

農政対策部会長は、村山代理の隣に着席願います。

15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

改めまして、おはようございます。

それでは、報告事例が2例ありますので、1番といたしまして、水稻作況調査圃場の実収量についてということと、2つ目は平成29年度三条市農林関係施策の要望についてということ報告いたします。

初めに、水稻作況調査圃場の実収量についてを報告させていただきます。それでは、8月31日に実施しました作況調査圃場の実収量についてご報告いたします。皆さんご承知のとおり、北陸農政局が発表いたしました2016年の新潟県産米の作況調査は108と平年を大きく上回る良となりました。作況指数が108となるのは、1977年以来39年ぶりということだそうです。天候が良好だったこと、生育が順調に進んだ

ものと思われます。お手元に配付させていただきました水稲作況調査圃場の実収量につきまして表をご覧ください。表の左から10a当たりの平年収量、皆さんから予想をいただいた平均予想収量、実収量の順となっております。実収量は、各経営主からお聞きしたのですが、平年収量に比べますとおおむね同等以上の実収量となっております。

以上です。

表は、皆さんのお手元に配りました表のとおりだと思いますので、その数字は省かせていただきます。

続きまして、平成29年度三条市農林関係施策の要望について報告をいたします。お手元にこののが配られてある。配ってあるわね。それでは報告いたします。

農政対策部会は、10月20日の午後1時30分から、本庁舎第2委員会室において、部会委員11名のほかに、野崎会長、村山会長代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、9月30日開催の農業委員会総会で付託を受けました「平成29年度三条市農林関係施策の要望について」であります。

審議の結果、お手元に配布してあります「報第2号 農政対策部会の結果報告について」のとおりとし、市長に要望することといたしました。なお、要望項目は昨年度と同じく10項目といたしました。

昨年度までの要望書につきましては、例えば、「何々の推進を図る必要があります。あるいは何々が重要と思われます。」というような文章表現でありましたが、今年度は「何々に努めていただきたい。あるいは何々に対する支援策を講じていただきたい。」というような文章に改めました。

それでは、2ページ以降の要望事項について、昨年度との主な変更点を中心に、ご説明いたします。

2ページの「1 地域農業の活性化対策について」の(3)「多面的機能支払交付金事業」であります。昨年度は、「三条市独自のガイドラインを定めるなど、農業者や地域住民の制度理解を深め、取組の拡大を図る必要がある。」と要望したところでありますが、まずは、農業者から制度理解を深めてもらうことが重要かと思われます。市の農林課では市内6つの土地改良区と勉強会を行い、対策の推進に努めているところでもありますので、文章の後段部分について、次のように改めました。「地域において、より有効活用が図られるよう、制度理解を深めてもらうための研修会の開催等に努めていただきたい。」といたしました。

続いて、3ページの「2 担い手の確保・育成について」であります。文章の後段部分について、次のように改めました。

「認定農業者や新規就農者が安心して農業経営を継続発展できるように、国県の支援制度の周知・指導に努めるほか、施設整備や機械導入に対しては、市独自の支援策を講じていただきたい。」といたしました。

同じく、3ページの「4 環境にやさしい、安心・安全な農業について」であります。昨年度については、「良質な土壌改良材の原料となる籾殻等の有効活用について検討する必要があります。」と要望したところでありますが、文章の後段部分について、次の

ように改めました。「籾殻は過去においては、圃場の暗渠工事の埋め戻し材として活用していましたが、現在ではその需要が少なくなり、その処理が課題となっていることから、土壌改良材への転用などの活用も含め、処理方法の調査・研究を進めていただきたい。」といたしました。

続いて、4ページの「5 米政策の着実な推進について」であります。文章の後段部分について、次のように改めました。「国に対しては、安定した農業所得を確保する有効な施策を講じるよう、要望していただきたい。」といたしました。

同じく、4ページの「7 果樹栽培農家に対する助成措置について」であります。文章の後段部分を次のように改めました。

「三条市果樹共済加入促進事業の補助率引き上げ等による果樹共済への加入推進や防除に対する支援策を講じていただきたい。また、褐色斑点病の葉や枝の処分については、自己処分を認めていただきたい。」といたしました。

続いて、5ページの「8 有害鳥獣駆除対策について」であります。文章の後段部分を次のように改めました。

「有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業の補助率の引上げ等による狩猟免許の新規取得者の確保対策や出動した際の弾薬負担に対する支援策を講じていただきたい。」といたしました。

同じく、5ページの「10 農業委員会法改正に伴う支援体制の確立について」であります。文章を次のように改めました。

平成28年4月施行の改正農業委員会法は、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにすることを目的としています。

この改正により、農業委員の選出方法がこれまでの公選制から議会の同意を得て市長が任命することとなったほか、新たに農地利用最適化推進委員を設置することとなりました。

本市の場合は、在任特例として現在の農業委員の任期が満了する平成30年4月末まで、現在の委員が現行体制のまま、引き続き職務を行うこととなっております。

今後は、委員の推薦や公募、選考等の方法や委員報酬の考え方など様々な検討を行いながら、条例・規則等の制定や改正を行う必要があります。

こうしたことから、新たな農業委員会制度への円滑な移行とともに、今後、新制度を効率的・効果的に運用していくために農業委員及び農地利用最適化推進委員の適正数の確保、委員活動を支える事務局機能を強化する必要がありますことについて、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

関係施策の要望につきましては、来る11月4日、午後3時に、会長、会長代理、農政対策部会の正副部会長3人、議会選出の阿部委員、横山委員からも同行いただき、計7名で市長に面会して、提出する予定となっております。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中でご質問がございましたら、ご発言願いたいと思います。

廣川委員。

34番（廣川哲也委員）

34番、廣川です。質問ではありませんが、一言申し上げたいと思います。

今回29年度の農林関係施設要望について取りまとめをいただきました農政対策部会並びに部会長さん、大変ご苦労さまでございます。大変文章としてわかりやすく、内容的に確実に処理されていて、大変よろしいと思います。今後ともよろしく願います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

9番、大桃委員。

9番（大桃伸之委員）

9番、大桃です。質問じゃないんですが、この1から10番まで、最後の表現ですけど、みんないただきたいという表現で、最後の10番だけお願い申し上げますという、何か敬重な感じがするんですが、もう少し統一したほうが、要望なんでいいかと思いません。

議長（野崎会長）

じゃ、こちらのほうでまた文章を書き改めまして、統一したいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

17番、捧委員。

17番（捧 譽委員）

17番、捧ですが、3ページの2のことなんですけど、最後の行の5番目から施設設備や機械導入に対しては、市独自の支援策を講じていただきたいということなんですけど、なかなか国だとか県の補助事業は対象者が限定されるということで、ほとんど大多数がこの対象にならんという、市独自というのは良い議案だと思うんですが。私、規模は国や県のやつは10、20haだとか、そういう規模に対してはだめというか、対象外にほとんどなるんですが、その辺については是非とも市独自に解釈を変更するか何かしてもらいたいと思っているんですが、そういうことについてはこの文章だけでなく具体的なものをちらっと聞かせてもらいたい。

（「この件は会長さんのほうが」の声あり。）

議長（野崎会長）

今捧委員さんの質問の内容ですが、大変厳しい予測がされるという総括の意見だったと思うんですが、私も同感ですが、これ調べていきますと、やはり要項がなかなかあるということなんで、誰しものが取り入れることができないということが現状です。そんな

中で、やはりそれを面積はこれから規模拡大という要項がまず第一条件ですが、それとまたいろいろ要項が入ってきております。例えば農地中間管理機構に入っているかどうか、利用しているかどうか、人・農地プランに入っているかどうか、いろいろな項目が要項されておりますが、正直に言いましてなかなか難しい問題かと思うんですが、私は農林課サイドにも強く要請しているわけがございます。もっと理解のあるような内容で一般農家にも普及させるべきではなかろうかということをお願いしているんですが、その辺なかなか取り組みができないという実態でございます。そんな中で、今後私からも是非こういったような話出ているんだといったように進めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

よろしいでしょうか。

17番（捧 譽委員）

はい、お願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言が無いようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第7号まで、続けて事務局より説明願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。11月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日を予定しております。

終了後、午後1時から委員県内一日研修を予定しておりますので、よろしくお願いたします。研修内容につきましては、柏崎市の山波農場を視察する予定でございますの

で、よろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時38分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 3 番）

議事録署名委員（3 3 番）
